

■ 第5回新潟市人権教育・啓発推進委員会

日時：平成26年9月16日（火）

午後3時～午後4時50分

場所：新潟市役所 第1分館6階601会議室

（司会：斎藤市民相談室長）

ただいまから、第5回新潟市人権教育・啓発推進委員会をはじめさせていただきます。

私は広聴相談課市民相談室長の斎藤でございます。前回に引き続き、司会をさせていただきます。

本日、大変ご多用なところご出席いただきまして、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いたします。

最初に、広聴相談課課長の佐藤よりごあいさつ申し上げます。

（佐藤広報相談課長）

広聴相談課の佐藤です。いつもお世話になっております。

本日もお忙しい中ご出席いただき、大変ありがとうございます。今回は、7月の第4回から2か月後と、あまり間を置かずに開催となりましたが、よろしくお願いたします。

本日の会議は、前回の委員会で議論いただいた内容を踏まえまして、修正を加えた事務局の計画、修正案について意見交換させていただきたいと考えております。皆様から毎回活発なご意見をいただいておりますが、今回も活発なご意見をいただきたいと思います。本日も、どうぞよろしくお願いたします。

（司会：斎藤室長）

この委員会は公開ということになっておりまして、本委員会の傍聴に関する要領に基づきまして手続きをさせていただいております。本日、傍聴者が1名となっております。よろしくお願いたします。また、今回の会議録もホームページに掲載する都合上、録音させていただきますが、お含みお願いたします。

資料確認でございますが、次第と資料1、席次表ということで、裏面が名簿となっております。資料2としまして、新潟市人権教育・啓発推進計画（案）に対する意見等についてまとめたものでございますが、少し修正等ありまして、そちらに全差し替えということになっております。それから資料3の新潟市人権教育・啓発推進計画（修正案）につきましてはお送りしておりますが、一枚物で机上に上がっている物が追加、修正ページです。傍聴席に置いてある物についてはこれはありませんが、全部反映してあります。また、詳しい説明については後ほど

行います。よろしいでしょうか。

本日の委員会では、前回の委員会でお示ししました事務局案を皆様からの意見を基に修正した修正案を作りまして、再度ご意見をいただき、そのうえで、大方詰めていただければありがたいと考えております。前回の委員会で申し上げましたが、本日で大方詰めていただければ、その後、事務局で修正等を行い、その後議会説明、パブリックコメントの実施ということで事を進めていければ一番ありがたいと思っております。どうかお含みいただきまして、議事進行等、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議は5時までの予定といたしております。これより、相庭委員長に議事進行をよろしくをお願いいたします。

(相庭委員長)

皆さん、こんにちは。今日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事ですが、第1から早速話を進めていきたいと思っております。本日、事務局から新潟市の人権計画の修正案ということで出されておまして、今日、大体詰めてそれでオーケーという形にしたいというのが事務局のご希望でございます。その後議会説明、パブリックコメントと進めていくということで、話をまとめていくのが今日の仕事でございますので、よろしくご協力をお願いいたします。

早速、そのような形で進めていいということを事務局から了承を得たということで、次第の(1)事務局からの説明になります。資料2から、事務局からの説明をよろしくお願いいたします。

(事務局：加藤)

本日もお世話になります、市民相談室の加藤です。

説明させていただきます。資料2は「新潟市人権教育・啓発推進計画（案）に対する意見等について」ということで、これは前回の委員会で皆様からいただいた意見等をまとめたものになります。それから資料3は「新潟市人権教育・啓発推進計画（修正案）」についてということで、その修正したものを実際に落とした計画（案）になってございます。また、資料2につきましては、前回の委員会でいただいた意見、それから追加でいただいた意見、それから事務局で見直した部分をまとめまして、それを正誤表のような形でまとめたものになっております。資料3はそれを受けて実際に修正したものになっております。連動しておりますので、資料2と資料3を併せて見ていただくと分かりやすいように作ってございますので、そのようにご覧いただきたいと思います。

それから本日、差し替えということで先ほど室長から申しましたけれども、資料2につきましては、5ページが抜けておりましたので、改めて5ページを入れたものです。誠に申し訳ご

ありませんでした。それから一枚物で32、33ページの計画であります、少し言葉上おかしいかなというものを微修正しました。事前に送付しました資料3の32、33ページの差し替えをお願いします。これにつきましては、差し替えした資料2においては反映させてあります。

資料2の見方でございますけれども、左側からナンバーということで連番を振ってございまして、次に、左側2番目は該当箇所ということで大まかな項目。それから意見者というところで、先回の委員会でご意見をいただいた委員のお名前を入れてございます。意見の内容、概要ということになりますが、その脇に入れさせてもらいまして、そして事務局の対応、どうしたということに記載してございます。そして、真ん中になるのですけれども、計画（修正案）ページということで、これにつきましては、資料3で修正しておりますページを指してございますので、前回委員会のページとは異なります。あくまでも今回の資料3のページということで、これを見ていただきながら進めさせていただきたいと思います。あと、新【修正案】と旧【修正前】ということで、あくまでも旧は前回委員会までの言葉となっております。それと、意見者のところで名前がない、ハイフンになっているものにつきましては事務局で見直しの中で追加、修正したものです。一応、資料の見方ということでの説明でございます。

具体的な中身に入らせていただきたいと思います。まず、資料2のナンバー1、目次ですけれども、これにつきましては、新旧を見ていただいて赤字の部分が直した部分なのですが、この項目を直したということです。具体につきましては、以降の該当のところの説明させていただきたいと思います。

2番目、はじめにということで、室橋委員からご意見をいただいたものです。資料3の1ページになります。資料3で上段より少し上のほうで黄色く四角に囲った赤字のところがありますけれども、今回修正したものは、同じようにこういう形で黄色いマーカーがついてございますので、これと資料2を見比べていただくと分かりやすいというようにしております。ご意見としましては、差別という言葉を入れて差別をなくしていく方向性を明記すべきではないかというご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、該当箇所の文言を修正したというのが記載のとおりでございまして、人権を守ることは、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題ではなく、差別や虐待など人権侵害を許さず、なくしていくことが必要ですという赤字の部分、黄色いマーカーの部分が直したということになってございます。

次に、資料2の3番で計画の策定、目的、基本的な視点というところで室橋委員からご意見をいただきました。条約締結国の責務として、法整備されていない、未整備の領域においても、条約に基づき、基礎自治体として人権を守る取り組みを行っていかねばならないことを明記すべきではないかということでご提起いただきまして、いろいろ詰めていった中で、最終的には第2章第3、基本的な視点ということで、資料3でいうと17ページの「しかし」以下、こ

れを修正してはどうかというご意見をいただきました。その後、最終的な文面については室橋委員からのご意見をちょうだいいたしまして、それを基に詰めたかどうかということが前回委員会でのお話しでした。室橋委員からは、資料2で室橋委員修正案ということで記載してあるとおりなのですが、若干修正させていただき、そのうえで、今後の人権教育・啓発では、誰もが法整備や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要がありますという文書に修正しました。

それと、申し遅れましたけれども、計画の修正ページなのですからけれども、これは実は順番に並んでございません。というのは、資料送付にあたり、前回委員会の議事録を同封し皆さんにお送りしましたが、その話の流れに併せ、そのときにこういう話題が出たということで、その順番にしておりますので、その点もご了承いただきたいと思います。それで少し飛びますけれども、1ページから急に17ページという形になりました。

次に資料2のナンバー4のところですが、室橋委員から、意識調査の関係で、人権が守られていないが依然として31.5パーセントと高い旨を記載すべきではないかというご意見をいただきました。事務局としては、ご指摘を踏まえまして、次のとおりに修正いたしました。これが6ページになりますが、ご覧のとおり、表現を変えさせていただきました。そのまま読むのは、時間の関係もありますので省略させていただきます。

それからナンバー5なのですからけれども、こちらにつきましては今後の課題ということで、室橋委員から、事務局の修正箇所において文書の整理、説明がもう少し必要ではないかというご指摘をいただきました。それを受けまして、資料3の12ページになりますけれども、今後の課題の中で、以下の部分で人権が守られているとの回答が増えました以降、言葉を整理したものがこの修正案になってございます。

資料2の2ページになります。相庭委員長から、第1章3策定の趣旨と位置づけということで、資料3でいいますと13ページになるのですが、下のほうになります、「なお」という言葉は不要ではないかというご指摘をいただきまして、ご指摘を踏まえまして削除しました。資料3で、「なお」は消すということでございます。

それから資料2の7、8でございます。人権教育・啓発の推進の関係で、室橋委員と小林委員からご意見をいただきました。身元調査についていろいろな問題、課題がある中で、公正採用選考だけでなく、人権に配慮した行政手続きについて記載が必要ではないかという意見です。それで、皆さんのご意見を受けまして、小林委員から、室橋委員の意見を第3章1人権教育・啓発の推進（1）市職員に対する人権教育・研修の中の最後尾に追記してはどうかというご意見をいただきました。これを受けまして、事務局のほうで資料3、20ページになりますけれども、各種行政業務を遂行するとともにという1文を付け加えて修正しております。

それからナンバー9になりますが、意見ではなく、事務局で点検した結果になるのですけれども、実は、申し訳ございませんが資料修正が間に合わなかったのですが、資料3の23ページの表の部分になるのですが、言葉の整理をしたのですが、アルザにいがた、修正なしということで資料2にはお示ししているのですが、追加で担当から連絡が来まして、アルザにいがたのところ、今、2005（平成17）年となっておりますが、これが1991（平成3）年ということで、これを修正といいますか誤りがありましたので、口頭ではございますけれども、この場で修正させていただきたいと思います。それを含めまして、表の主な相談内容の表現も含めまして、事務局で修正してございます。

それから資料2の10番、11番でございます。前段の相談制度の充実という分野に引き続きになるのですけれども、室橋委員、それから伊原委員から、言葉の整理が文章的におかしいのではないかというご指摘がございました。あと、民間活力のスキルアップやネットワーク化も盛り込んで表現したらどうかというお話をいただきました。その中で、正誤表の新しいにあります、資料3でいいますと23、24ページになるのですけれども、このような形で言葉を修正するとともに、(2)のネットワーク化のところにくらしところの総合相談会の実施について明記して、これを加えたという修正をしました。

失礼しました。資料2が2ページから3ページにまたがっております。資料2の2ページについては23ページの修正について正誤表が記載されておまして、資料2の3ページは24ページのネットワーク化のところを正誤表という形で整理させていただいております。

それから資料2の12、13、女性のところでございます。室橋委員、相庭委員長からいただいたご意見です。室橋委員からは女性の冒頭の課題について、ありましたと過去形で記載されているが、今も続いているというご意見がございました。それから相庭委員長からは、性別役割分担意識と記載があるが、性別役割分業の意識ではないかというご指摘がございました。この二つのご意見なのですけれども、まず、相庭委員長のご意見については、内閣府の男女共同参画局の表現としましては固定的性別役割分担意識としておりますので、この言葉に合わせまして修正させてもらっています。あと、室橋委員のお話のように、今も続いているという表現に直させてもらっております。25ページです。

それから、室橋委員から、市の入札の参加資格において、人権項目を評価していることを新潟市はやっているのだから、そういう文面を盛り込んだらどうかというご意見をいただきました。このことにつきましては、女性のところでお話をいただいたのですけれども、女性の分野だけではなく全体にかかる部分でございますので、第1章、策定にあたってということで、具体的には資料3の4ページの真ん中ですが、そこに、「さらに」以降の言葉を加えさせていただきます。具体的には、工事の契約にあたり、地域・社会貢献度という評価の部分にお

いて、そこに男女共同参画、高齢者雇用、障がい者雇用などの評価項目を設けておきまして、その総合評価方式というものを新潟市でやっているのですが、それを施行しているということで、こういった取り組みもやっているという1文を入れさせてもらいました。

それから資料2の3ページ15番、こどものところですが、ページでいうと27ページになるのですが、これは言葉が、今まで、「うる」という言葉を「得る」に修正しただけでございます。

それから16番、17番ですが、高齢者のところでございます。これにつきましても、資料2の3ページから4ページにかけてになっております。室橋委員から、少子高齢化社会になっている現在、高齢者自身が社会の担い手になっているとのお話をいただきました。また、神林委員からも先回の会議を受けまして追加で意見をいただきまして、やはりここについて、高齢者の自立した生活について触れる必要があるのではないかというご意見をいただきました。お二人の委員のご指摘を踏まえまして、まず、資料3の29ページになるのですが、文面の中でいきいきと自立した生活を営み、お互いに支えあってという1文を加えたということ。それから資料2の4ページになりますし、資料3ですと30ページになるのですが、後段に、高齢者が年齢により差別されることなく働ける場所が確保され、かつ能力が発揮でき、経済的に自立できる社会の実現を目指しますという方向性の部分の1文を加えさせていただいております。

資料2の4ページで、実は、新旧で赤字になっていない黒い下線になっているのですが、言葉の関係で入れ替えをして、それで整理したということです。具体的に言いますと、新のほうで言いますと、「また」から「豊かな長寿社会の実現を目指します。」という言葉、これは新しくこちらの前のほうに持ってきたのですが、修正前のほうは最後の言葉になっておりました。同じく、新のほうで「さらに」以降の高齢者の人権を尊重し以降の部分につきましては、旧のほうでは前段に入っておりました。言葉の修正をするに当たって順番を入れ替えたほうが良いということで入れ替えまして、これを全部赤字にすると分かりにくかったので、この部分については黒字での下線として作ってございます。

それから資料2の18番、19番になります。室橋委員から障がい者の関係で、第三次障がい者計画策定、現在進行形なのだけでも、もう少し課題などを入れたらいいのではないかとご意見。また、神林委員からも追加意見ということで、もう少し具体的なもの、それから法律等の名称だけを列記するのではなくて、もう少し制定の趣旨などを入れたほうがいいのではないかとご意見をいただきました。これにつきましては32ページとなるのですが、これは今日差し替えさせてもらった部分、32、33ページになるのですが、差し替えの部分につきまして、言葉上でひらがなを漢字に直すとか、言葉がおかしかったので直したということですが、趣旨的にはこの中に盛り込んだものをさらに追加したということでございます。詳細はご覧いただいたとおりということで、省略させていただきます。

それから資料2の20番、資料3でいうと36ページ、外国籍市民等のところになります。ここにつきまして、国際課のほうで外国人、外国籍の方、言葉上、この計画で整理しております、その中で言葉の整理の漏れがあったということで、外国人の部分で外国籍という表現に修正したというものでございます。

それから資料2の5ページ、皆さんに事前にお送りしたところにはないページで、今日お送りしたところのページになるのですけれども、21番、感染症患者等というところでございます。ハンセン病の関係について、前回、室橋委員からご意見をいただきました。このご意見を踏まえまして、38、39ページになるのですけれども、まず、従来、私どものほうで見出し自体を、以前、7番の感染症患者等とひとくくりにしていたのですけれども、これをH I V感染者・ハンセン病患者等というタイトルに修正するということが一つ。それに併せまして、前段についてはH I Vの感染者の関係、後段をハンセン病の関係ということで整理をして、順番を並べ替えたというものが38、39ページということでございます。実は、この後、皆さんからご意見をいただく中になるのですけれども、室橋委員から、この資料を事前にお送りしまして、この部分についてもう少し記述が必要ではないかというご意見をいただいているのですけれども、そのことについては、一通り説明が終わった後でお願いしたいと思っております。

それから資料2の22番、水俣病のところ。これにつきまして事務局のほうで見出し及び文章を一部修正しました。それと、用語解説ということで、15番でこれを一つ追加しました。具体的には、以前が水俣病被害者という表現だったのですが、これを水俣病患者等という表現にしたということです。それと、水俣病患者についての用語集にこの言葉を追加したということでございます。これにつきましては、資料でいうと39、40ページ、それと用語集が49ページということになっております。

それから資料2の23番、インターネットによる人権侵害というところで、神林委員から追加意見ということで、ヘイトスピーチについて用語解説が必要ではないかというご意見をいただきました。このご指摘を踏まえまして、※17としてその言葉を用語解説のところに加えました。資料3でいうと41ページということですが、ここが※17ということで、これが加わって以降、その関連での用語集のところの番号が繰り下がっていくという形になります。具体的な用語解説につきましては49ページでございます。このヘイトスピーチにつきましてはなかなか明確なものがないのですけれども、こちらのほうでは、一般的に憎悪に基づく発言を意味し、人種、国籍、思想、性別、職業、外見などの違いを理由に誹謗・中傷、差別をする発言や書き込みを指すということで整理させていただいております。話題になっているのは、外国籍の方、朝鮮の方とかそちらのほうでのそういう行動が話題にはなっておりますけれども、ヘイトスピーチ自体は大きな意味合いがありますので、人種差別的なことだけではないので、こういう言葉で

付け加えさせていただきました。

資料2の最後の6ページになるのですが、24番、さまざまな人権課題ということで、これにつきましては拉致の部分になりまして、資料3でいうと42ページになるのですが、事務局で少し言葉をこのように付け加えたといいますか、修正させていただきました。大きな意味は変わってございません。

25番になるのですけれども、室橋委員からその拉致の関係で、拉致被害者の帰国後の対応について、もう少し触れる必要があるのではないかとのご指摘をいただきました。この意見を踏まえまして、こちらは42、43ページにまたがってになるのですけれども、「また」以降になるのですが、拉致被害者が帰国した際に、本人や家族を地域全体で受け入れ、支えながら安心して暮らせる環境づくりが必要ですよという1文を加えさせていただきました。

それからさまざまな人権課題の中になるのですが、26、27番で、刑を終えて出所した人のところなのですが、田邊委員、伊原委員から、もう少し言葉を加える必要があるのではないかとのご意見をいただきました。資料3でいうと43ページの後段になりますが、それを受けまして、1文を以下のように加えさせていただきました。関係機関と連携し、また国で主催する「社会を明るくする運動」への協力を図りながら、刑を終えて出所した人が適切に処遇されることにより再犯を防ぎ、自立し更生することを助けることで、個人と公共の福祉を増進するという更生保護思想の普及に努めますという1文を加えました。この基になっているものは、法務省の法務省だよりというものがあるのですが、そこから更生保護思想という言葉、どういう理念でこういうことをやっているのだということが書いてありましたので、その文章を引用させてもらった中で、このような1文を加えさせていただきました。

最後になりますが、28番、計画の評価と見直しということで、室橋委員からご意見をいただきました。資料3の46ページ、最後のところに当たってくるのですけれども、計画の評価と見直しの中で検証目標を持つ必要があるのではないかとのご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、黄色のところですが、また、本計画は、定期的に人権に関する市民意識調査を実施し、「人権が守られている」及び「人権に関する関心」の回答が高まっているか注視しながら、総合的に検討・評価のうえ見直しを行いますという言葉に、注視するポイントを入れさせてもらいました。なかなか人権の尺度というものが難しいものですから、数値目標的に何を何パーセント上げるとかということを入れるのは難しいのではないかと、また、それを入れたことによって市民意識調査、次回やったときに0.1ポイント下がったらそれが悪いのか、0.1ポイント上がったならそれでいいのか、また、回答率とかそういうものも含めて、それは一概には言えない部分がありますので、この部分には注視をして、そのうえでまた総合的に評価・検討していくということで1文を加えさせていただきました。

以上、少し長くなりましたけれども、資料2、資料3ということで事務局からの説明です。よろしく願いいたします。

(相庭委員長)

ありがとうございました。

大変丁寧なご説明及び前回出た意見、細かいところの修正ということで、事務局から修正をいただきました。それでは、今の事務局案をお伺いして、これから意見交換ということでございます。こちらからどなたということで指しているわけではありませんので、今あった修正箇所及び修正上気になる点、あるいはこの前気になったけれども言えなかったという点がございましたら、自由にご意見を出していただけたらと思います。どなたからでもけっこうです。いかがでしょうか。

(田邊委員)

いいですか。内容的というよりも、主な用語の解説のところ、米印の見出しがありますよね。例えば、※1の国際連合(国連)とかなっていますが、そこは同じフォントでいっているのですけれども、ゴシック体にするとか、少しポイントを上げるかにしていただけると、分からないときに見やすくなるのではないかと思います。

(事務局：加藤)

最終的にできあがったときに字体を変えたほうが見やすいということですね。それにつきましても検討させていただきたいと思います。

(室橋委員)

たくさん意見を申し上げまして、そのほとんどを包み込んでいただきましてありがとうございます。まずもって感謝申し上げたいと思います。

端的に、全部思いを整理していただいておりますので、基本的にはおおむね了ということで意見を述べさせていただきたいと思っております。今ほど、事務局の加藤さんからございまして、資料2の5ページの私の発言との関連で、若干関係が出てくるものですから、お話ししたいと思います。2点ほど問題意識を持って発言させていただきました。1点目は、この計画の中でハンセン病を感染症という範疇に加えていいのかどうか。もう一つは、ハンセン病の問題というのは、隔離政策も含めてもう少し身近な問題として皆さんから理解していただくように努めるべきもので、それを計画的に進めていく方向がほしいなということで、お話しさせていただきました。

最初に、私の意見の内容等のところで、真ん中辺りに年間1人から4人程度の発症者と書いてございますが、実は、国立感染症研究所の報告では、2005年から2012年ですから7年間の間に日本国内では3例発症ということでございますので、これは文言を含めて訂正させていただきます。

できればありがたいと思います。別に書くものは残ってもかまわないですけれども、この場で訂正させていただきたいと思っております。そのうえで、例えば、おたふく風邪などの場合ですと2011年で13万人が発症しております。結核は2012年で2万857人が発症しているわけでごさいます、発症の状況からして恐るるにたる感染症では少なくともないという理解のうえに立つ必要があるのだらうと思っております。そのうえで、すでに特効薬ができていて、例え発症しても感染力は弱いし特効薬もあるということで、むしろ過去の隔離政策と正しい理解の普及に重点を置かなければならないのだらうという思いがありまして、ぜひ、ほかの市町村や国や県の指針を参考にさせていただきながら、そういうように短い文章に入れていただければありがたいということを申し上げるところでございます。

(事務局：斎藤室長)

ハンセン病につきましては、49ページの用語解説なども合わせ技でごさいます、例えば、特効薬があるとか、ここには治療法が確立していますという表現で置き換えていますけれども、そういったものとか、今、委員のおっしゃったものを短文にして埋め込めるのかどうか、少し直させていただいて、また後日確認をとらせていただいたうえで直していきます。したがって、本文に入れるのかあるいは用語解説として入れるかは少し判断が必要になってきますが、併せて修正を考えさせていただきますので、また後日、ご意見をお聞かせいただきたいと思います。

(事務局：加藤)

一応、担当課にも。

(事務局：斎藤室長)

担当課に相談のうえ、ご意見をお伺いします。

(相庭委員長)

確認だけとりたいたいのですけれども、新潟市の場合だとハンセン病というのは感染症として扱われているのですか。

(室橋委員)

たしか、法定伝染病の中には入っていないですよ。

(事務局：加藤)

申し訳ないですけれども、今即答は。

(相庭委員長)

その確認は必要ですよ。それはきちんとしないと。

(事務局：斎藤室長)

法定伝染病かどうかということですよ。

(相庭委員長)

その確認をきちんととってください。

(高橋委員)

前回出ていなくて申し訳ありません。

小さな言葉の使い方で少し気になるところなのですけれども、資料2の2番のところ、修正されて、人権を守ることは、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題ではありませんということから、差別という言葉を入れたほうがいいのではないかということで、文章が長くなっているのですけれども、直したところが人権を守ることは、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題ではなく、そこに続けてあるのですけれども、差別や虐待など人権侵害を許さず、なくしていくことが必要ですとつけると、日本語的におかしいのではないかという小さな意見です。人権を守ることは「思いやり」や「やさしさ」だけの問題ではない。もう一つ考えると、人権を守ることは、差別や虐待など人権侵害を許さず、なくしていくことが必要ですという後段のほう、前のほうの思いやり、やさしさを抜かして後段につなげると、人権を守ることは何々をしていくことが必要です。少し使い方がおかしいのかなと思うので、これを生かすなら、人権を守るためには何々が必要ではつながるので、もう少し検討されるといいのかなと思っています。主語と述語の関係です。

(事務局：佐藤課長)

人権を守るためには。

(高橋委員)

だったらつながるのですけれども。

(事務局：佐藤課長)

人権を「守ることは」を「守るためには」に。

(高橋委員)

だと後段はつながるのですけれども、ここをもう一回精査して言葉の使い方を考えたほうがすっきりするのかなど。

(事務局：佐藤課長)

主語と述語の関係がおかしいと。

(高橋委員)

それか、もう1文起こすかです。人権を守ることは「思いやり」や「やさしさ」だけの問題ではありません。何々していくことが必要ですという2文にするか、1文にするならば言葉を、すぐには出ないのですけれども。

(事務局：斎藤室長)

分けたほうがいいのかもしいですね。

(高橋委員)

そのほうが室橋委員の意図が伝わっていいのかなと思います。

(室橋委員)

そうですね。ありがとうございます。

(事務局：斎藤室長)

「問題ではありません」で切って、次は「差別や虐待など」から続けてもいいわけですね。分ける。

(相庭委員長)

よろしいですか。文章が少し長くなったということですね。

(事務局：斎藤室長)

工夫させていただきます。

(神林委員)

資料2の5番、(案)でいうと12ページなのですが、大変分かりやすくなったと思うのです。差別を解消していかなければならないというのと、人権に関する関心という点で分かりやすくなったと思うのですが、今回、アンケートをとってみて、やはりキーワード、「わからない」ではないかと思うのです。「わからない」というのが増えている。この質問だけではなくて、ほかでも「わからない」というものが増えていたので。今回、文章を作ってもらって、前のときの(案)の中には関心のある層と無関心の層との間に大きな差が見られましたと、関心がないということがここには出てきていたのですが、新しい(案)の中では「人権に関する関心」が前回より3.0ポイント減少し、さらに、全体的に「わからない」と回答する割合が増える結果となりましたと書いてあるのですが、ここに関心が低いとか一言、例えば、全体的に「わからない」と回答する割合が増え、関心が低い何とかと入れてもらうと、関心の低さをはっきり出るのでないかと思います。そうすると、後段の12ページの下から2段目の段落にある人権の関心の喚起という取り組みと、低いから喚起しなければいけないというのがより伝わるのではないかと思います。いかがでしょうか。

(伊原委員)

今の神林委員のご指摘の部分なのですが、私は少し違う立場からの印象を持っています。結論としては事務局修正案でいいのではないかと考えています。「わからない」という意見のとらえ方なのですが、神林委員はわからないという回答について無関心層とリンクさせてとらえていらっしゃるかと思います。私としては、「わからない」イコール無関心と直結させるのは。

(神林委員)

すみません、私も無関心だとは思っていないのです。かかわりたいけれどもかかわれないとか、関心が低い、無関心ではないと思うのです。

(伊原委員)

関心が低いという表現に収めるとしても、逆に関心が高くて問題に対して真摯に考えているからこそなかなか答えが出せない、「わからない」という表現にとどまってしまうという方もいらっしゃると思うので、「わからない」というのを関心が低いという方向に端的にとらえてしまうのは尚早かなという印象があります。事務局修正案のように、「わからない」という回答が増える結果となりましたと、単に事実だけを述べていただくのが適切かなという印象を持っています。

(相庭委員長)

「わからない」部分の評価については私も伊原委員と若干近いですので、事務局修正案でこの場合は解説としてはいいのではないかという印象を受けました。

(事務局：斎藤室長)

すみません、今ほどの法定伝染病の件、ハンセン病はそもそも法定伝染病ではなかったのですが、今は法定伝染病という言葉自体がないようでして、伝染病予防法に定められていたヒトの感染性の疾病を法定伝染病と呼ばれていたのですが、伝染病予防法自体が1998年に廃止され、新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症法というものが制定されたので、ヒトにかかる病気については法定伝染病という用語は使っていないと。そもそも入っていなかったということもそうですけれども、そういう意味で、もともと感染性が高いと見られてはいなかった病気であるととらえることができるかと思います。

(相庭委員長)

新潟市ではどういう扱いをされているのでしょうか。法律は分かりました。

(事務局：斎藤室長)

感染症という扱いになっているかどうかについては、担当課に確認しておきます。

(相庭委員長)

そこだけおさえてください。お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

私はあまり自信がないので、伊原委員のご意見などをお伺いしたかったのですが、ヘイトスピーチというのはどういう扱いになっていますか。この提案でよろしいのでしょうか。少し自信がないものですから。調べなければと思いながらここに来てしまいました。申し訳ないです。

(伊原委員)

同じく私も同じような状況で、きちんと調べたうえでのことでないと申し上げにくいのですが、印象だけ述べさせていただくと、この用語解説の表現だと、若干言い切りすぎなのかもしれないです。

(相庭委員長)

今、国連から勧告が出ていて、差別撤廃ですか、ヘイトスピーチに対する規制を日本社会はすべきだという勧告が出ているものですから、かなりきちんと出しておいたほうがいいかなという印象を受けました。

私が日本的に考えると、引がかかったのは、室橋委員の意見も聞きたいのですけれども、一般的に「憎悪に基づく発言」を意味し、その後には人種、国籍、思想、性別、職業、外見などの違いを理由にと言っているのです。それで、日本のヘイトスピーチというのは在日朝鮮、韓国人に対して在特会が派手にやってそれが問題になったので、あれは民族ですよ。これだと人種、国籍、思想、性別、職業、外見で、在日外国人に対しては国籍に対する排除ですか。では、日本に帰化した場合はそのヘイトスピーチからは逃れられるのですか、ヘイトスピーチの対象になるのですかというところがまず1点引かかるのです。

(事務局：斎藤室長)

これは人種。人種ではないですね。民族というのが朝鮮民族とかそういう意味ですよ。

(相庭委員長)

そうですね。だから、在日韓国人の人たちはヘイトスピーチの対象にならず、在日朝鮮人はヘイトスピーチの対象になる。そうすると、在日朝鮮人、在日韓国人というときには、前提として朝鮮半島北部、南部、つまり大韓民国出身か北朝鮮人民共和国出身かということになると国籍条項になるわけですが、これを厳格に分けてやっているとは私には現状としては見えないです。

(事務局：斎藤室長)

そういう意味で、民族的な意味合いで在特会等が動いているようなところがあるのですけれども、民族という言葉が一般的なものになかったものだから。

(相庭委員長)

それからもう一つは、北海道の自由民主党の札幌市議がアイヌ民族などはいないという形でやられて、あれはヘイトになるのですか、ならないのですか。

(事務局：斎藤室長)

アイヌ民族に対するヘイトスピーチもあることはあるので、民族という言葉に。

(相庭委員長)

あまり自信がないので引っかかっているのです。それで意見を聞きたいのです。

(事務局：斎藤室長)

そういう意味で、「など」という言葉で。

(相庭委員長)

そうすると、民族という大きな問題は「など」にごまかされるのかという議論が次に出ますので。

もう1点なのですけれども、出生、つまり部落の問題がこれだと入らないですよ。人種、国籍、思想、性別、職業、外見、「など」に部落問題が入ってしまうと。はたしてこれでいいのかどうかという問題で、それで聞きたかったのです。まだ議論が、これから法律を作っていくに当たってその法律が日本の言論の自由に抵触しないかどうか、民主主義に抵触しないのかという議論をしていくであろうと思うのですが、そのときに出すときに、「など」に民族の問題や部落の問題が集約されるというのは、私など差別問題をやっている側からするともう少し広いほうがいいかなという印象も受けるのです。ただ、自信がないものですから、根拠があればこうだと言い切れるのですけれども、そのように思いました。もしご意見があれば、お聞かせいただければと思います。

(事務局：加藤)

実際、これを作るに当たりまして、インターネットで言葉を見るのですけれども、明確な、これということが言い切れるものがないのです。その中で、ここらが落ち着くところかなという、出ている中で一番よさそうなのといいますか、そういうものを引っ張ってきたのが現状です。委員長の言われるように、本当に明確なものがないのです。特に日本のほうは在日朝鮮人の方の話題だけになっていますけれども、本当にそれだけなのかというとそれだけでもないので、一般的に増悪表現というような言葉しか書いていないのがネット上というか、一般的な中で何となくぼやけてヘイトスピーチという意味合いになっているのが現状になっています。もう少し調べてというのはあるのですけれども、なかなか明確にそれだと言い切れる定義というものがはっきりしていないのが現状になっております。

(相庭委員長)

分かりました。少し検討していただくことが必要かもしれません。

(室橋委員)

多分、伊原委員のほう詳しいだろうからお聞かせ願えればありがたいと思っているのですけれども、ヨーロッパの場合は差別禁止法があって、差別すること自体が罪悪、罪だという意識から出発しているものですから、わりとヘイトスピーチのとらえ方がすんなりいくのですけれども、残念ながらモラルとか良識とかそういうものに依拠してしかヘイトスピーチを我々と

してはまだとらえきれない中で、一昨日の朝日新聞の書評欄とかああいうところでヘイトスピーチの特集などがされていまして、ようやくヘイトスピーチというのはどういうものなのかということ、今、我々日本人のベースの中で議論が始まっている状況です。固まった定義はなかなかできないのだらうと思いますので、委員長がおっしゃった人種、出生、出自ですね、そういうところも含めて課題になるものを入れながら補強するしかないのかなという感じがしないでもないのですけれども、私からはそのような意見でございます。

(相庭委員長)

あと、後段が気になっていて、誹謗・中傷、差別する発言だけなのかという問題です。例えば、京都の事件などもそうですが、明らかに教育を受けるという状況に対しての暴力的阻害行為というのでしょうか、裁判で判例が出ていますから、覚えていないのですけれども、ぱっと読んだだけなものですから。発言や書き込みだけでいいのかという部分が引っかかったものですから。

(事務局：斎藤室長)

裁判のものは、今、ヘイトスピーチオンリーで有罪判決というのはなくて、朝鮮学校の運営を妨害したという、威力業務妨害とかそういうところでの判決は出ています。その部分までもニュアンスとして入るかどうかということですよ。

(相庭委員長)

そういうことです。解説が、今話題の用語なので、少しさらっと書いているかなという印象を受けています。それだけです。

(事務局：斎藤室長)

もう少しふくらませられるようであれば、ここはもう少し研究させてください。

(相庭委員長)

お願いします。

ほかにかがでしょうか。

あと、細かいことですが、また用語解説ですみません、こだわりがあつて。最初の国連と、あとは横文字、ジェンダーであるとか、ジェンダーというのは必ずカタカナで、途中から、リーガル・リテラシーから突然括弧で legal literacy と出てきて、国際連合と言ったら国連というのは、それはそうだろうと、普通はユナイテッド・ネーションズだろうとかと私などは思うので、その辺の統一を。

(事務局：斎藤室長)

横文字の関係なのでしょうか。

(事務局：佐藤課長)

そうですね。統一感がないですね。

(相庭委員長)

そうなのです。ドメスティック・バイオレンス、DVと書いてある。今度、domestic violenceと横文字が入っていて。少しそういうところで統一性がないなど。

(事務局：斎藤室長)

括弧などの統一性。

(事務局：佐藤課長)

上だけが国連と書いてあって。

(相庭委員長)

なぜその括弧が国連なのかも全然分からない。

(事務局：斎藤室長)

わざわざ国連と記述する必要もないような気がしますね。

(事務局：佐藤課長)

それだったら英語で。

(事務局：斎藤室長)

英語で書きます。

(相庭委員長)

ユナイテッド・ネーションズでいいわけですから。

(事務局：佐藤課長)

ジェンダーのところになぜ横文字がないのかとか。横文字がある必要があるかどうか。

(事務局：斎藤室長)

横文字はむしろない方がいいかもしれないですね。

(相庭委員長)

こういう文章は行政の公式文書ですので、けっこう使われると思うのです。新潟市の公式文書を理解しているという。あまり見栄えがよくない書き方は少し注意したほうがいいと思います。

(事務局：斎藤室長)

どうしたらいいか。オンブズパーソンとか。

(事務局：佐藤課長)

そうですね。横文字を入れられないから入れていない。

(事務局：斎藤室長)

入れられないから入れていないものはあるかもしれない。ジェンダーはしかし入るかなど。

(事務局：佐藤課長)

ジェンダーはきちんとここに横文字がありますからね。

(小林委員)

省略されているものに対して何の頭文字が入っているのかなというので書いているのかなと
思っていて、そうすると、そうではないものには必要ないのかなというのがあります。

(事務局：斎藤室長)

そうですね。NGOは入れたほうがいいけれども、わざわざリーガル・リテラシーに必要な
のかという話になると、別にいらないのではないかと。

(事務局：佐藤課長)

その一言で言い表しているのはいらないということですね。そうすると、ドメスティック・
バイオレンスはいらない。

(事務局：斎藤室長)

DV。

(小林委員)

DVと書いて(ドメスティック・バイオレンス)というならいいのですけれども。

(事務局：佐藤課長)

少し整理してみたいと思いますので、明確な答えが見付けられれば。

(事務局：斎藤室長)

そうですね。わざわざ無理矢理英語で入れる必要のないものも英語になっている。

(相庭委員長)

難しいところがありますよね。H I Vなどもヒト免疫不全ウイルスと入れたら分からないけ
れどもH I Vのほうが市民権を得ていますよね。だからその辺もフルで書いたほうがいいか、
それとも頭文字を取ったほうがいいのかというのは難しいですよ。

(事務局：加藤)

統一性よりわかりやすさを追求しているためと思いますが。

(事務局：斎藤室長)

そうですね。そろえても分かりづらい。

LGBTというのもよく分からない。書いたほうが分かりやすいですよ。21番のLGBT。

(相庭委員長)

それと、細かいところなのですからけれども、性差別の問題をやっているということもこだ
わるのですが、注記の21なのですからけれども、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランス
ジェンダーというのがあるのですが、LGBTですね。LはレズビアンでGはゲイでと書いて

あってその後の説明なのですけれども、少し引っかかる部分があって、レズビアンの場合は女性を恋愛と性愛の対象としている女性と書くと、この書き方だと性愛と恋愛は別個だという前提に立つのです。AとBの対象とするとなりますから、女性をAやBの対象とするということは、AとBは本質的に別のものである。では、恋愛と性愛というのは別のものだと。では、恋愛と性愛というのは別なのですかという議論が立つのです。そこは細かく考えると引っかかる部分なのです。性愛というのは本来恋愛とワンセットのコインのメタルの表と裏だと考えれば考えられるものなのか、それとも恋愛は恋愛、性愛は性愛と分けて考えていいのかというのは、少し難しいのです。あまりこういうときは女性を恋愛の対象としている女性、男性を恋愛の対象としている男性というようにさらっと書いてしまったほうが良いような気がするのです。その辺はこの説明を書いた女性問題研究者の人たちによって立場が若干ずれてくるかもしれませんが、少し細かいところを。

(事務局：斎藤室長)

これはどこが書いた。

(事務局)

男女共同参画課です。

(相庭委員長)

では、恋愛と性愛は別とらえているのですね。

(事務局：斎藤室長)

これはその意図については確認させていただきます。恋愛と性愛は別で考えているのかということですね。

(相庭委員長)

確認だけ入れて、このまま入れていいです。多分、別ですと言い切れる人はいないと思います。相当根性があると思います、この社会では。それで引っかかりました。

あと、もう一つは細かいからいいです。あまりこだわってしまうと時間が足りなくなるので。一つ一つ全部引っかかっているものですから、すみません。

(室橋委員)

蛇足ですが、細かいことですがけれども、先ほどのオンブズパーソン、造語と書いてありますけれども、それでいいだろうとは思いますが、それほど早くから発達した日本ではないものですから、言葉だけオンブズパーソンというのはどうかなと、個人的には思っています。ただ、この計画の中にこの言葉を入れることに別に拒否反応があるわけではないですが、その辺り、どうなのかなと正直言って思っています。オンブズマンでいいのではないかという感じが私などはしているのです。

(相庭委員長)

オンブズパーソン、オンブズマン。

(事務局：斎藤室長)

オンブズマンはどちらかという一般的なですね。

(相庭委員長)

そこがまた引かかるのです。女性がやっていたらどうするのだという話になるので。オンブズマンで女性だったらどうするのですかという話。そうすると、どちらでもいいようにということでパーソンになります。

(室橋委員)

造語だからいいのでしょうか。

(事務局：佐藤課長)

24 ページ。救済制度の検討の中に。

(事務局：斎藤室長)

人権オンブズパーソン制度というのは言葉としてあるのか。

(事務局：加藤)

そうですね。制度とするとオンブズパーソン制度。一般的にはオンブズマンと言っていると思うのですが。

(事務局：斎藤室長)

制度名というのはどこかに定義が。

(事務局：加藤)

研究させてください。

正直、前の計画の用語そのまま全体で見直してくださいとお願いしているのですけれども、なかなか直し切れていなくて申し訳ありません。

(伊原委員)

資料3の24ページ、(2) 関係機関などとのネットワーク化の部分なのですが、くらしところの総合相談会の件を補充いただきましてありがとうございました。

それで、「悩みを抱えている人の人権問題は」から始まる文章の3行目、2行目の終わりから3行目、多くの専門職がワンストップで相談を受けるという表現に関して、多くの専門職が連携することによってワンストップで相談を受けるというように語句を工夫していただけませんか。というのは、これだと、多く専門職が集まってはいるのだけれども、それぞれが独立してワンストップで受けているかのように読めてしまうので、その誤解を避けるために。

(事務局：斎藤室長)

では、「連携して」という言葉を入れましょうか。ありがとうございます。

(伊原委員)

このくらしとこころの総合相談会の特徴は、多くの専門職が同じ会場にいるので、その場で即連携してワンストップで相談をお受けすることができるというのがポイントなのです。2行目の「市と関係機関が連携し」とまた言葉が重なってしまうところが少し格好悪いなどは思うのですけれども、専門職が連携してワンストップで相談を受けるというところは外せないのです。

(小林委員)

すみません、ワンストップというのはそんなに大事なことなのですか。

(伊原委員)

ワンストップは大事なのです。このくらしとこころの総合相談会のキーワード、核の概念なのです。

(小林委員)

そこで止まってしまうというイメージが一般的に浮かんでしまうのですけれども、その辺も上手に何かいい言い方。

(伊原委員)

ワンストップサービスというのが一つの概念といいますか、あちこちの窓口で別の機会に行ったりせずに、その場で1回で解決できるのです。

(小林委員)

それをあまり分かっていない市民が多いような気がしますけれども、ぱっと言われると。それはけっこう普及しているというか、知られている言葉なのでしょうか。知っている方は知っているのでしょうか。

(伊原委員)

これは個人的な感覚になってしまうのであれですけれども、頻繁に使っていますし、このくらしとこころの総合相談会のPRの際にもワンストップサービスと。

(小林委員)

市のほうでもたくさん出ていますか。では、見方が足りないということですね。

(事務局：斎藤室長)

市の総合窓口という形で、そこに行けば全部用が足りるようなものは出しているというのはいかがでしょうか。

(小林委員)

それをワンストップと言っておられるのですか。

(事務局：佐藤課長)

ワンストップサービスというのは、はい。

(小林委員)

ではこれは知識という。

(事務局：佐藤課長)

いえ、ただ、行政の中ではあれなのですから。

(小林委員)

イメージ的には、ちょっと。止まってしまうというイメージがあつて。

(伊原委員)

止まると言えば止まるという、いいように考えればそうなのでしょうけれども、1か所に止まって解決できるので、ワンストップサービスと言っている。

(事務局：斎藤室長)

前の市と関係機関が連携しという言葉とダブることについては、特に。

(伊原委員)

ダブってしまってもよろしいかと思えます。市と関係機関が連携しているというのも一つのキーワードですし、当日に現場で専門職が連携してワンストップで相談をお受けするというのもキーワードなので。

(事務局：斎藤室長)

専門職が連携するのと関係機関が連携するのは違うと。では、その方向で。

(吉田委員)

先ほどの感染症のところではH I Vとハンセン病の患者のところなのですからけれども、アンケートはH I Vだけで聞いていたかと思うのです。そうすると、ハンセン病の例があるということで、偏見というところで強くはなっていくかと思うのですけれども、そうすると、もう少しこのハンセン病からの文章が、以前の強い偏見があつたというのでH I Vも正しい知識が必要という文章に行かないと、この話し合いにいたのでハンセン病というのが出てきたのを不思議に思わなかつたのですけれども、アンケートからずつと行くと、突然ここにハンセン病が出てきて、また同じ文章でなっているのです。ハンセン病を入れるのはとてもいいと思うのですけれども、もう少しこの文章をH I Vに合わせていくといいのではないかと思つたのです。先ほど、感染症かどうかというところでふと思つたのですけれども。H I Vの偏見をおさえたというところで、ハンセン病の事例というか、そういう形のものとしてもってくるという形だと、これが同等のものになっているのです。ハンセン病のアンケートもあつたかのようにとられてしまう。

(事務局：斎藤室長)

H I Vの表というのはハンセン病の前に持っていくべきですか。現実、エイズについてはここに書いてあるように相談、検査等を行っています。

(吉田委員)

エイズのまとめが正しい知識と普及となって、またハンセン病も正しい知識と普及となっていて、これは、ハンセン病を踏まえてエイズもきちんと正しい知識が必要だということではないのですか。

(事務局：斎藤室長)

そうではないのです。エイズはエイズで実際にいろいろなことが動いていますので。

(吉田委員)

このアンケートから行くと。アンケートにハンセン病は出てこないですね。

(事務局：斎藤室長)

ないですね。今まであまり光が当たっていなかった部分です。

(吉田委員)

ここに入れるのはいいのですけれども、そうすると、突然ここに、アンケートに出ていなく、ハンセン病もきちんと偏見のアンケートをとったように、この文章もアンケートから来ているように感じられるのです。

(事務局：斎藤室長)

そういう意味では、H I Vについては少しグラフの位置をずらしてハンセン病をその後に加えるという手法もありますし、現実にはハンセン病についてはほとんど市がノータッチというか全く手つかず状態なので、こういう表現でしかできなかったのです。

(吉田委員)

これを入れるのは大事だと思うのですけれども。

(小林委員)

表をハンセン病の前に入れて、今回はアンケートをとりませんでした。ハンセン病については、みたいなことを入れていけば。

(事務局：斎藤室長)

必ずしもアンケートとセットになった記事でもないわけです。

(小林委員)

ないのですね。では、逆にすればいいと思います。

(室橋委員)

取り上げていただいて、私はとても感謝申し上げますけれども、今、吉田委員、小林委員がおっしゃるように、このハンセン病の位置が少し違和感があるのです。

(吉田委員)

正しい知識がなかったことによるもので、今もってそのような偏見がずっと続いているということで、病気が治るといふもののあれはあるのだけれども、H I Vも同じで、どんどん開拓されてきて今はというところはあるかもしれないけれどもというところで、入れるのはいいのですけれども、ここに同じもので出てくると、突然出てきたかなという感じはあります。

(事務局：斎藤室長)

室橋委員の趣旨は感染症をひとくくりにししないで感染症というものを特出ししてほしいという趣旨であったので。実は、これは公益財団法人人権教育啓発推進センター、国の資料の中にもあるのですが、各種いろいろな取り組みという中でもH I V感染者・ハンセン病患者等という出し方をしているので、ハンセン病を特出ししている。ハンセン病一つだけで項目を持っていいのだけれども、そこまでまだ、はっきり言って新潟市は何もしていない中で入れるのは難しいかなというところで、国の表記に合わせたという内実はありますけれども、その辺で、今回は本当のハンセン病、項目を初出しではないのですけれども、こういう言い方で話題として取り上げてやらせていただきたいと思います。

(室橋委員)

よろしいですか。取り上げてもらってありがたいので。

実は、私がどこに逡巡しているかというところ、ここに入れるよりはひょっとして、その他の人権問題とありますよね。そここのところに1項目ずらしたほうが全体のバランスからするときいいのだろうと、正直言って思ったのです。感染症のところに入ると、いかにもとても怖い感染症という印象が一方で出てくるし、今、お二人から指摘されたとおりに、計画そのものの位置づけの整合性からすると、アンケートにも出ていなかったものですから、それとの関連でどうなのかというご指摘だと思いますので、それはそれでご指摘には私は了としたいと思っています。

(事務局：斎藤室長)

国の表記も、エイズやハンセン病などの感染症についてはという言い方をしていますから感染しないわけではないので、そういう意味で一つの感染症というくくりになっていると思うのです。

(吉田委員)

病気としては感染症だと思うのですけれども、多分、諸橋委員がおっしゃるのは感染症に対するというよりも、この病気の場合は人権のほうのもので感じ取っていたところがあったのです。ですから、ここに載せるのはいいと思います。感染症のところでもいいと思いますけれども、病気なのだけれども、感染症ではあるのですけれども、偏見というところで。これで

くと突然H I Vと出てくるので、先ほど言ったように間を空けてもいいと思います。

(事務局：斎藤室長)

分かりました。とにかく感染症と言われている中でも非常に誤解が、ハンセン病についてもエイズについてもそうですけれども、ハンセン病もうつるのだという誤解があるというところまでとらえられているところもあって、この章で上げる分にはいいのかなと。その文章の位置については、H I Vがその後に調査結果が来たりとか、少しおかしいと思うので、そういう意味では、そこは少し考えさせてください。あと、委員から言われているように、表記も合わせて、また提案していきたいと思います。

(室橋委員)

ちなみに、私ども、各市町村に政策要望を出しておりまして、ハンセン病についても独自の項目に上げてほしいというのは計画を作っているすべての市町村に出しています。ある部長との公式なやり取りの場では、やはり同じように国の表記、それから国の法律に基づく分類でこうなっているという同じような説明で、ここが限界かなと私は思っています。そこを越えようとはとりあえず今のところは思っておりませんので、そこはこだわるものではありません。どちらのほうが落ち着くのかというところで判断していただくのが一番いいのかなと思っております。

(相庭委員長)

まだはっきり、日本国としては、らい菌でしたか、それによる感染及びそれからの発病の可能性についての正式な方針が出ていませんから、感染症として位置付けているのです。しかし、それが引き金になって隔離政策を執っていくほどのものなのかということについては相当議論があり、また、克服した人たちに対する社会復帰も徹底的に迫害されるということまでの病気なのかの議論については反差別だと言えるのです。ただ、それ自身がそうかというのはまだ専門的な見地ということで、国としては先ほど言った方針のとおりです。

(室橋委員)

ないようであれば、別に訂正うんぬんという話ではありませんので。資料2の5ページのところ、私のハンセン病の関係で発言した中に地図のことがありまして、たしか前回、配ることはなかったと思っております、敬和大学の藤野先生が私どもの講座で公にして、事前にお配り申し上げた地図でございます。昭和12年度のらい予防協会、西暦でいうと1938年の地図でございます、10部ほどコピーしてまいりましたものですから、参考資料として配付させていただければありがたいと思っております。

(相庭委員長)

よろしいですか。

藤野先生が探したのですね。

(室橋委員)

そうなのです。

地図の見方だけ一言説明させていただきます。

(事務局：加藤)

これはコピーしていいのでしょうか。傍聴者に対して渡していいのでしょうか。

(室橋委員)

いいと思います。

では、簡単に説明させていただきます。古い地図なものですから、昔の市町村に分かれていますから大変見にくいのですが、かなりたくさんの市町村名が書かれています。ちょうどこの四角のところに説明がございまして、丸印一つが県の指示に従って各市町村がらい患者がいるというところに印をつけたというものになっております。新潟市の信濃川の入り口のところにはかなりたくさんの丸がついておりまして、相当の数いらしたということがこれで分かるものでございます。決して遠くの話ではなくて、極めて身近な話だということで理解していただこうということで、今日、配らせていただきましたので、その旨よろしくお願ひしたいと思います。

(相庭委員長)

これを細かくやると歴史の勉強になりますから。

(室橋委員)

そうですね。

(相庭委員長)

私などは歴史的に言うと、本当にらい病患者なのかどうかというところから疑っていますので、そこから踏み込みます。1軒の家かららい病患者が出ると噂が噂を呼んで、らい病なのからい病でないのかも分からないまま隔離している。それが結果として隔離されたために感染してしまったという場合と、感染には全く関係なくて別の病気だったという場合が生じます。治ったとされても病気になっていないというケースもあるというので、かなりこの辺のところ、特に1930年代というのは検討を要する資料なのです。

さすが藤野先生ですね、この研究には相当踏み込んでいますから。

(神林委員)

これには直接関係ないかもしれませんが、今、いろいろな差別が出てきているのですが、私の知っている人の中にも心身の疾患で不当な扱いを受けている人たちが、うつですとかがんの治療の方々に、がん治療をするなら会社を辞めろと言われていた人もいます。ここには

明記しなくてもいいのかもしれないですが、そういった不当な扱いもあるし、弱い立場の、女性だとパート職員とかそういった方々の中でそういったことを理由に、働きながら治療を続けたいけれども解雇されるという方もいらっしゃるって、ここにはないですが、そういったこともあります。

(室橋委員)

それに関連しますが、薬物依存症、アルコール依存症、それからてんかんですね。いろいろな病気があるものですから、そういった意味では、疾病に関する差別についても文言に入れないうまでも留意していくという議論は残してもらいたいと思います。

(事務局：斎藤室長)

てんかんなども昔は伝染するとか訳の分からない人権侵害を受けていたということもありました。

(相庭委員長)

ほかにいかがでしょうか。

推進計画(案)ということなので、この計画で新潟市の人権を推進していくという方向性になると思います。具体的な個別計画は各分野でこれを基に作られていくと考えられますので、ここで議論して、こういう意味ですという意図づけを皆さんに出していただくというのは、今後、具体的な個別計画を作っていくうえでも非常に有効に機能するだろうと思われまので、皆さん、先ほど出ました神林委員の意見のようなことも大事であると思はいます。

(高橋委員)

少し聞かせていただきたいことがあります。38ページの7番のH I V感染者・ハンセン病患者等、これは直された部分だと思います。そして、続いて39ページの8番の新潟水俣病患者等、この「等」というところなのですけれども、「等」というのはいろいろなものを含めて「等」になるのですが、この委員会の中で「等」の扱いについては十分検討され、私が欠席したときのかなと思うのですけれども、例えば、7番のH I V感染者・ハンセン病患者等のこの「等」の範囲なのですが、いろいろな病気ではなくて、本当の感染者や患者の方を取り巻く周りの人々も含めるという考え方なのか、その両方、つまりそういうような病気の方、そして周りの家族、かかわる人々。続いて、8番の新潟水俣病患者等についても、これは病気が限定されているのかなと思うのですけれども、そのほか公害病のようなもの、似たような病気を含めるのか周りの方々すべてを含めるのか、その辺をお聞かせいただくとすっきりします。お願いします。

(事務局：斎藤室長)

7番は、ほかの感染症も含める感染症という意味です。

水俣病のほうが患者です。

(高橋委員)

ほかの感染症もという。広いいろいろな感染症を。

(事務局：加藤)

感染症自体のものと、本人、患者、家族という大きなくくりになっていますし、新潟水俣病については、患者とその家族という、逆に狭まった中の「等」です。

ほかの公害病は含んでいないです。

(高橋委員)

分かりました。そういうきちんとした、あるわけですね。範囲についてはこうだという心づもりというか。「等」というのはいろいろ使うのですけども。

(事務局：佐藤課長)

そのくくりで、指摘されてこうしてくれという形で、それが今の説明なのです。

(高橋委員)

説明できればいいので。

(事務局：加藤)

もともとは感染症のほうは感染症患者等といって大きくくくっていた中で、それをさらに明確にするためにH I Vとハンセン病患者というのを上げたのですけれども、そこに「等」をつけるのはそれらを含めてという意味の「等」になります。

(高橋委員)

広い感染症、さまざまな病気、そして家族も含んでいるのが7番であり、8番の「等」とは少し違うということですね。

(事務局：加藤)

そうです。8番は限定して新潟水俣病に関係してということになります。

(高橋委員)

限定したその病気にかかわると。ありがとうございました。

(室橋委員)

今の話で、39 ページ目の8番の新潟水俣病患者、今までは新潟水俣病被害者でしたか。

(事務局：加藤)

被害者です。

(室橋委員)

被害者でしたよね。認定を待っている、認定されないというところまで含めて被害者という言い方だったのかなという気がするのですけれども、これは条例が制定されたからこういう形にしたという意味でしょうか。

(事務局：加藤)

限定しない部分で、おっしゃるとおりの判断だと思います。

(相庭委員長)

難しいですね。水俣病患者というのと水俣病被害者というのは、かなり厳格な意味で違ってきます。患者だと認定された人々の枠の中に入って、未認定の場合は被害者として訴えて認定してもらいますので、その扱いはかなり大きく違ってきますね。

(伊原委員)

私が聞き逃したのかもしれませんが、資料2の22、今の水俣病の関係のところなのですが、従来、水俣病被害者と記載してあったものを敢えて今回患者等に変更されているということで、変更の理由をもう一回伺ってもよろしいですか。なぜ敢えて被害者から患者に変更されたのか、その理由を聞かせていただければと思います。

もし、変更の理由が新潟県の条例の表現に合わせたということであれば、その修正は尚早だったのではないかと思います。これは、今、議論に述べましたように、認定された、されないの問題で人権侵害の問題が切り分けられるわけではなくて、水俣病認定の有無にかかわらず、それにかかわってしまったこと、被害に遭ったこと自体が人権侵害の元になっているところを指摘したうえで、それに対して改善を図っていかなければならないという問題意識のものだと思うので、敢えて患者に限定する必要はない、むしろ被害者というように広くくりでとらえてここに記載すべきなのではないかと思います。

(事務局：斎藤室長)

これは原課に確認させてください。なぜこの用語にしたのか。

(相庭委員長)

多分、ここは問われる可能性がありますので、根拠を入れておいてください。

(事務局：斎藤室長)

患者というのは認定された者だけを指すのか、あるいはその疑いも含めて言っているのかという点もあるかと思うので。

(相庭委員長)

これは行政文書ですから、認定、疑われる人も入っているのだと言えば解釈として難しいと思います。

(事務局：斎藤室長)

人権の視点から、認定患者だけに限定はできないだろうというご意見で。

(相庭委員長)

となると被害者になります。

(伊原委員)

ここの推進計画で対象とすべきなのは、患者のみならず、その周辺の未認定の方も含んだ被害者という概念を持って推進計画のほうで対応していくべきだと思いますので、むしろ患者という表現は避けたほうがいいと思います。

(事務局：斎藤室長)

はい。

(室橋委員)

たしか、条例の趣旨にもそうになっていたはずですが。

(事務局：斎藤室長)

文言をもう一回整理させてください。

(相庭委員長)

お願いします。

(吉田委員)

平成26年2月の報告書には、全部被害者になっています。

(相庭委員長)

そうですか。

(吉田委員)

最初の意識調査の報告書、平成26年2月にいただいたものには被害者に関しての人権上問題だと思うこととなっていて、質問だけが患者になっている。項目としては被害者になっていました。

(伊原委員)

修正前に被害者だったのに、修正案だと患者になっているという部分を含めて、なぜ敢えて変更なさったのかという確認を含めて、再度ご検討いただければと思います。

(吉田委員)

前はずっと被害者だったのです。

(相庭委員長)

その確認をよろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

大体よろしいでしょうか。かなり長い間細かく見てきました。ご協力ありがとうございます。予定の時間15分前なのですが、今日、かなり有意義な意見等出たと私は思います。先ほど出た意見を基に事務局に調整をお願いして、全体としてこのような方針でよろしいということで、ご了承いただけるでしょうか。

ありがとうございます。それでは、あとは事務局のほうで修正を行って、どうしてももう一回やる必要があるというのであれば、事務局の方針に従っていきたいと思います。そのようなまとめ方でよろしいですか。

それで、もし、本日、読んでみて言い忘れ等あれば、特に人権問題が自分の身についたかどうかというのは、私が研究室で見ると、差別の問題は気がつくかどうかにかかると、検討していいですかと言ったら5分くらいでいいですというのは差別問題が分からないということですから、繰り返し読むとこれではおかしいというところが出てくるかもしれません。そういうときは、また事務局に直接意見を寄せていただいて、事務局のほうで判断が難しいとなればもう一度会議を開いて、委員の皆さんのご意見を聞く、調整するという手続きで運びたいと思います。よろしいでしょうか。

(事務局：佐藤課長)

けっこうです。

(相庭委員長)

よろしければ、そのような形で進めたいと思います。

次に、議事のその他があるのですけれども、いいですか。

(事務局：斎藤室長)

まず、本日言い忘れたご意見等があれば、今月末までお待ちします。メールもしくは手紙で事務局へ送っていただければありがたく思います。

次に、今後の大まかなスケジュールですが、今月末までお寄せいただいたものも含め、10月から11月の間で事務局で計画の微修正を行いまして、あとは内部の関係部署と最終調整、確認を行わせていただきます。その後、この結果については皆様にお送りします。11月で終わって、12月には議会の協議会でこの計画を説明します。その後、翌1月から2月にかけてパブリックコメントを行います。そして、3月になりますが、第6回委員会を開催させていただきまして、皆様からパブリックコメントの確認や意見をいただきたいと考えております。また、お寄せいただいたパブリックコメントをこのような形で一覧にしてお見せできるかと思っています。3月はまだ予定が立たないものですから、年末か年始ごろにまた皆様と日程調整をさせていただきますので、お返事をお願いいたします。

(相庭委員長)

ただいまの事務局のご提案でございますが、何かご質問ございませんでしょうか。

なければ、議事は以上です。本当にいろいろとお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございました。へたくそな司会で、いつも時間を気にしながら、しかも、差別の問題というのはお立場や考え方あるいは経験、学習経緯または自分の思いなど多々ありまして、意見そ

の他が出てくるとなかなか調整するのが難しく、その調整をしていくということが差別の問題の根源を探っていくということと同じになるわけです。委員会なのか勉強会なのか分からないような委員会を仕切らせていただきました。皆さんがたの意見を十分に委員長として反映できたかは自信がないのですが、この報告書ができますと、皆様のご協力によって、無事、この会議が終わるということです。今まで5回ほど、忙しい中都合を合わせていただきまして、ご協力いただいたことを心より感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返ししたいと思います。

(事務局：斎藤室長)

本日も長時間ありがとうございました。3月に委員会があるということで、頭に置いていただいて、早めに日程調整をさせていただきます。

それでは、本日の委員会を終了いたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。